第3次長期計画・第5期福祉計画の策定方針(案)(2016/09/08版)

1. 計画策定の目的

- ・寝屋川市では、障害者支援の基本方向として「寝屋川市障害者長期計画」を定めています。また、「寝屋川市障害福祉計画」に障害者長期計画の実施計画的な位置づけ(具体的に推進していくための計画)をもたせて2つの計画を一体的に推進しながら、公民協働でさまざまな取り組みをすすめています。
- ・現行の基本方針である第2次障害者長期計画を策定した平成20年以降も、少子高齢 化や小家族化はいっそう進行し、社会や経済の状況もさまざまに変化しています。 これらに対応し、障害者支援をとりまく法や制度も新設・改定されてきています。
- ・こうした状況に的確に対応するため、寝屋川市における障害者支援の取り組みの成果と課題を整理するとともに、障害者の生活をとりまく状況の変化をふまえて、新たな基本方向となる第3次の障害者長期計画と、その実施計画として具体的に取り組む事項や目標を設定した第5期の障害福祉計画を、効果的に連動できるよう一体的に検討・策定します。

寝屋川市における障害者支援の状況と課題

● 地域の状況

- ・寝屋川市の人口推移は微減にとどまっていますが、高齢化はいっそう進行しています。今後は要介護者等の割合が増える後期高齢者が増加し、地域の担い手として大きな役割を担う前期高齢者は減少すると予測されます。このような状況のなかで人口減少に対応するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進しています。
- ・また、地域のコミュニティ活動を推進するため、地域協働協議会が全小学校区で設立され、校区福祉委員会等とも連携した地域福祉活動のもとで障害のある人と地域のつながりや支えあいの充実が期待されます。
- ・鉄道駅周辺や幹線道路などを中心として、生活環境は一定の整備がすすめられていますが、人口の高齢化もふまえた都市・交通環境の整備や地震や水害などの防災対策がいっそう重要な課題となっています。

● 障害当事者の状況

- ・高齢化の進行により身体障害者手帳を所持する人が増加しています。精神障害者保 健福祉手帳を所持する人も増え、発達障害や高次脳機能障害、難病のある人や医療 的ケアが必要な人などへの支援も重要な課題となってきています。
- ・障害者や介護者の高齢化も進行し、いわゆる「親亡き後」に備えていくためにも、 地域で自立して生活できるよう支援することへのニーズが高まっています。

● 障害者支援の状況

- ・障害者自立支援法、総合支援法により障害福祉サービス等の再編がすすむとともに 営利法人等も含めた新たな事業者の参入などによる拡充が図られています。
- ・こうしたなかで、公民の多様な主体が協働して障害者支援をすすめるしくみとして 自立支援協議会が大きな役割を担っており、福祉計画の期間と連動させて変革・充 実を図り、地域の課題に応じたサブワーキングやプロジェクトなども多様な話しあ

いの場を通じて関係者が課題を共有し、協働して解決するしくみが構築されてきています。このしくみを活かし、あわせて、今後、面的な整備を推進する「(仮称)地域生活支援(拠点)システム」も効果的に活用しながら、事業者等の協働によって多様なニーズに対応するとともに、質の高いサービスの提供をいっそう推進していく必要があります。

・本年4月の機構改革で、保健福祉部を福祉部と健康部、こども部に再編し、障害児支援の一部はこども部で担当することになりました。また、中核市への移行が検討されており、権限委譲等にともなう組織体制の整備も考えられます。障害者支援は狭い意味での福祉に収まらないため、これまでも庁内各部局と連携して推進していますが、機構改革をふまえたいっそうの連携体制を構築し、長期計画・福祉計画を推進していくことが求められます。

障害者支援に関する主な法制度等の動向と課題

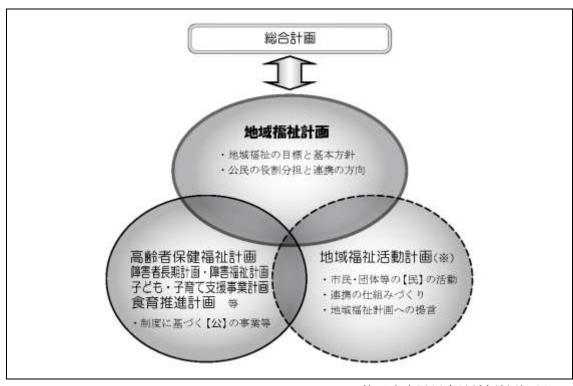
● 障害者基本法(改正)

- ・障害者制度改革の議論をふまえ、障害のある人が権利主体として地域で共生する社 会づくりを推進するよう、いっそうの意識変革や施策の充実が求められます。
- 支援費制度 → 自立支援法 → 総合支援法・児童福祉法の見直しへ
 - ・選択できるサービスとしてより利用しやすくするとともに、重度の人の地域生活な ども含めた多様なニーズに対応できるように充実を図る必要があります。
- 虐待防止法、差別解消法、成年後見制度利用促進法
 - ・虐待や権利侵害の防止・解消、判断能力が不十分人への支援などの権利擁護の取り 組みを、高齢者や児童等の分野とも連携し効果的に推進する必要があります。
- 精神保健福祉法・難病法等
 - ・保健医療の充実とあわせて、地域生活を支援する取り組みが求められます。
- 子ども・子育て関連3法
 - ・子育てを社会全体で支えていく取り組みに、障害児支援も連動させていきます。
- 介護保険法(改正)
 - ・分野や公民の協働によって地域包括ケアを推進する取り組みを活かし、高齢期の障害者への支援を充実するとともに、総合的な地域ケアの推進が期待されます。
- バリアフリー新法
 - ユニバーサルデザインの考え方による取り組みがいっそう求められます。
- 災害対策基本法(改正)
 - ・避難に支援が必要な人を支える取り組みもいっそう推進する必要があります。
- 生活困窮者自立支援法
 - ・経済的な状況などから生活に困窮している人に、一人ひとりの状況に応じた支援を 行う取り組みを充実していく必要があります。
- 社会保障制度改革推進法、社会福祉法(改正)など
 - ・持続可能な社会保障制度の構築をめざすとともに、社会福祉の担い手となる社会福祉法人や人材確保も大きな課題となってきています。
 - ・市民が「我が事」として地域づくりに取り組み、縦割りを「丸ごと」に転換した公 的な福祉サービスと協働する「地域共生社会」に向けた取り組みも始まりました。

2. 計画の位置づけ

- ・障害者長期計画は障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づく計画と して、国や府の計画や指針をふまえて策定します。
- ・寝屋川市では、障害福祉計画に障害者長期計画の実施計画的な位置づけをもたせて 策定・推進してきましたが、次期計画では2つの計画をいっそう連動させ、一体的 にPDCI(※)ができる、より体系的な計画にすることで、効果的な障害者支援 の推進をめざします。また、児童福祉法の改正に基づき新たに策定する「障害児福 祉計画」も一体的に検討します。
- ・高齢者介護や子育て支援、地域での福祉活動やまちづくりなど、障害福祉以外の分野と一体的に推進すべき課題が増えていることをふまえ、寝屋川市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」との連動性を高めるとともに、高齢、子育てなどをはじめとする他分野の計画ともより整合性をもつよう配慮して検討していきます。
 - (※) 計画 (Plan) \rightarrow 実行 (Do) \rightarrow 点検 (Check) \rightarrow 改善・改革 (Innovation) を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

第三次寝屋川市地域福祉計画における各計画の位置づけ



第三次寝屋川市地域福祉計画より

3. 計画の期間

- ・障害福祉計画は国の指針で計画期間が定められるため、指針に基づいて策定します。 (現時点では平成30~32年度の3年間を想定しています。)
- ・障害者長期計画は、障害者支援をとりまく状況や制度がさまざまに変化している状況をふまえ、長期的な視点をもちつつ、障害福祉計画の2期分の6年間(平成30~35年度)の計画として検討します。

障害者長期計画・障害福祉計画の期間

30年度 31年度 32年度	33年度	34年度	35年度	\rightarrow
第3次障害	→第4次計画へ			
第5期障害福祉計画	第 6	期障害福祉]→第7期計画へ	

4. 計画の策定方法

- ・2つの計画を連動させて一体的に検討するよう、公募による市民や当事者・事業者 等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者計画等推進委員会」での 意見交換をふまえて策定します。
- ・また、「寝屋川市自立支援協議会」の全体会、専門部会会議、ワーキング会議等の 意見を、計画推進委員会での検討などに反映します。
- ・当事者のニーズを広く把握して計画に反映するため、アンケート調査やヒアリング を実施します。また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリック・ コメントを実施します。

計画策定のおおまかなスケジュール

	28年度								29年度													
主な検討事項等 (月)	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現状と課題																						
障害者支援の方向																						
(アンケート調査)																						
長期計画の骨子																						
福祉計画の見込量等																						
計画素案																						
(パブリックコメント)																			-			
計画案																						
計画推進委員会(予定)				0		0		0		$\overline{\bigcirc}$		$\overline{\bigcirc}$		$\overline{\bigcirc}$		\bigcirc		\bigcirc			\bigcirc	